

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス  
「(仮称) 東由利原風力発電事業環境影響評価書」  
に係る確定通知について

平成27年10月29日  
経 済 産 業 省

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 東由利原風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行いました。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付します。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなります。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書に対する 経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成24年11月30日
環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成26年 4月30日
住 民 等 意 見 の 概 要 受 理	平成26年 6月30日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	平成26年 9月 8日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年 9月 9日
環 境 影 響 評 価 準 備 書 対 する 経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成26年 9月29日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成27年10月21日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号)の施行に伴う経過措置の適用を受け、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧告以降の手続きを実施している。

問い合わせ先：電力安全課 長村、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)